

千葉県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○千葉県立農業大学校管理規則 平成二十三年八月二日規則第九十八号</p> <p>改正</p> <p>平成二七年 四月一〇日規則第四〇号 平成二九年 三月三一日規則第二三号 平成三一年 三月一五日規則第二三号 令和 三年 四月二三日規則第二〇号 令和 四年 一月二九日規則第八三号</p> <p>千葉県立農業大学校管理規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県立農業大学校設置管理条例（平成二十三年千葉県条例第二十六号。以下「条例」という。）第四条及び第六条の規定により、千葉県立農業大学校（以下「大学校」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第二条 大学校の学年は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。</p> <p>2 前項の学年を分けて、次の二学期とする。</p> <p>前期 四月一日から九月三十日まで 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第三条 大学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日 三 大学校の創立記念日 四 季節休暇 一年を通じ六十日以内で大学校の長（以下「校長」という。）</p>	<p>○千葉県立農業大学校管理規則 平成二十三年八月二日規則第九十八号</p> <p>改正</p> <p>平成二七年 四月一〇日規則第四〇号 平成二九年 三月三一日規則第二三号 平成三一年 三月一五日規則第二三号 令和 三年 四月二三日規則第二〇号 令和 四年 一月二九日規則第八三号</p> <p>千葉県立農業大学校管理規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県立農業大学校設置管理条例（平成二十三年千葉県条例第二十六号。以下「条例」という。）第四条及び第六条の規定により、千葉県立農業大学校（以下「大学校」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第二条 大学校の学年は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。</p> <p>2 前項の学年を分けて、次の二学期とする。</p> <p>前期 四月一日から九月三十日まで 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第三条 大学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日 三 大学校の創立記念日 四 季節休暇 一年を通じ六十日以内で大学校の長（以下「校長」という。）</p>

が定める日
2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。
3 第一項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。

(入学資格)

第四条 条例第四条第一項第二号ロの規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 都道府県立農業講習所
- 二 都道府県立農業者研修教育施設（農林水産大臣と協議して昭和五十六年以降設置された農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第一項第五号に掲げる事業等を行う施設で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校を卒業した者を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）
- 三 鯉淵学園農業栄養専門学校（昭和二十三年五月二十四日に財団法人農民教育協会という名称で設立された法人が経営する鯉淵学園農業栄養専門学校をいう。）

2 条例第四条第一項第二号ロの規則で定める者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）第四条第一項第三号に規定する農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者
- 二 校長が農業に関して学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）と同等以上の学力を有すると認めた者

(入学の時期)

第五条 大学校の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学志願の手続)

第六条 大学校に入学しようとする者は、校長が定める期日までに入学願書その他校長が必要と認める書類に入学検査料を添えて校長に提出しなけれ

が定める日
2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。
3 第一項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。

(入学資格)

第四条 条例第四条第一項第二号ロの規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 都道府県立農業講習所
- 二 都道府県立農業者研修教育施設（農林水産大臣と協議して昭和五十六年以降設置された農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第一項第五号に掲げる事業等を行う施設で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校を卒業した者を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）
- 三 鯉淵学園農業栄養専門学校（昭和二十三年五月二十四日に財団法人農民教育協会という名称で設立された法人が経営する鯉淵学園農業栄養専門学校をいう。）

2 条例第四条第一項第二号ロの規則で定める者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）第四条第一項第三号に規定する農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者
- 二 校長が農業に関して学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）と同等以上の学力を有すると認めた者

(入学の時期)

第五条 大学校の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学志願の手続)

第六条 大学校に入学しようとする者は、校長が定める期日までに入学願書その他校長が必要と認める書類に入学検査料を添えて校長に提出しなけれ

ばならない。

(入学者の選考等)

第七条 校長は、前条の入学を志願する者について校長が別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第八条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、校長が定める期日までに保証人と連署した誓約書その他校長が定める書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に対して大学校への入学を許可する。

(編入学)

第九条 校長は、大学校の各学年に編入学を志願する者があるときは、当該志願に係る学年の定員に欠員がある場合に限り、選考の上、編入学を許可することができる。

(退学)

第十条 **学生**は、大学校を退学しようとするときは、保証人と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(休学又は復学)

第十一条 **学生**は、疾病その他やむを得ない理由によつて引き続き一月以上修学することができないときは、保証人と連署した休学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により休学の許可を受けた者が復学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(授業科目の履修等)

第十二条 大学校の授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

2 大学校の授業科目並びにその単位数及び授業時数は、校長が別に定める。
(卒業等の認定及び卒業証書の授与)

ばならない。

(入学者の選考等)

第七条 校長は、前条の入学を志願する者について校長が別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第八条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、校長が定める期日までに保証人と連署した誓約書その他校長が定める書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に対して大学校への入学を許可する。

(編入学)

第九条 校長は、大学校の各学年に編入学を志願する者があるときは、当該志願に係る学年の定員に欠員がある場合に限り、選考の上、編入学を許可することができる。

(退学)

第十条 **生徒**は、大学校を退学しようとするときは、保証人と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(休学又は復学)

第十一条 **生徒**は、疾病その他やむを得ない理由によつて引き続き一月以上修学することができないときは、保証人と連署した休学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により休学の許可を受けた者が復学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(授業科目の履修等)

第十二条 大学校の授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

2 大学校の授業科目並びにその単位数及び授業時数は、校長が別に定める。
(卒業等の認定及び卒業証書の授与)

第十三条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、学科試験、実験及び実習の成績、出席状況等を勘案して校長が行う。

2 校長は、卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与する。
(表彰)

第十四条 校長は、学業及び性行ともに優秀で、他の模範となる**学生**を表彰することができる。

(懲戒)

第十五条 **学生**の懲戒は、退学、停学又は訓告の処分とする。

2 前項に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、校長が別に定める。
(健康診断)

第十六条 校長は、年一回以上**学生**の健康診断を行わなければならない。

(研修)

第十七条 大学校の研修課程における研修の種類及び期間は、別表第三のとおりとする。

2 研修を受講することができる者は、別表第四の上欄に掲げる研修の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる者とする。

3 研修を受講しようとする者は、校長が定める期日までに受講願書その他校長が必要と認める書類を校長に提出しなければならない。

4 校長は、前項の受講を希望する者について、校長が別に定めるところにより、選考を行った上で、受講を許可する。

5 校長は、前項の許可をする場合にあつては、大学校の施設(以下「施設」という。)の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

6 校長は、研修の修了の認定を出席状況、研修成績等を勘案して行い、当該認定をした者に対し、修了証書を交付する。

7 校長は、第四項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その許可を取り消し、又はその許可に係る受講を制限することができる。

- 一 研修を怠り修了の見込みがないとき。
- 二 性行が不良であるとき。

第十三条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、学科試験、実験及び実習の成績、出席状況等を勘案して校長が行う。

2 校長は、卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与する。
(表彰)

第十四条 校長は、学業及び性行ともに優秀で、他の模範となる**生徒**を表彰することができる。

(懲戒)

第十五条 **生徒**の懲戒は、退学、停学又は訓告の処分とする。

2 前項に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、校長が別に定める。
(健康診断)

第十六条 校長は、年一回以上**生徒**の健康診断を行わなければならない。

(研修)

第十七条 大学校の研修課程における研修の種類及び期間は、別表第三のとおりとする。

2 研修を受講することができる者は、別表第四の上欄に掲げる研修の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる者とする。

3 研修を受講しようとする者は、校長が定める期日までに受講願書その他校長が必要と認める書類を校長に提出しなければならない。

4 校長は、前項の受講を希望する者について、校長が別に定めるところにより、選考を行った上で、受講を許可する。

5 校長は、前項の許可をする場合にあつては、大学校の施設(以下「施設」という。)の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

6 校長は、研修の修了の認定を出席状況、研修成績等を勘案して行い、当該認定をした者に対し、修了証書を交付する。

7 校長は、第四項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その許可を取り消し、又はその許可に係る受講を制限することができる。

- 一 研修を怠り修了の見込みがないとき。
- 二 性行が不良であるとき。

- 三 正当な理由がなく出席しないとき。
- 四 大学校の秩序を乱したとき。
- 五 第五項の規定により付した条件に違反する行為をしたとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか施設の管理上支障があるとき。

(施設の利用)

第十八条 校長は、施設を研修課程における研修以外の農業に関する研修に利用しようとする者に対し、大学校の設置の目的の範囲内において施設の利用を許可することができる。

2 校長は、前項の許可をする場合にあつては、施設の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

3 施設の利用に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(寄宿舎)

第十九条 寄宿舎に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(補則)

第二十条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条から第八条まで及び第十七条第三項から第五項まで並びに附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

(千葉県農業大学校管理規則の廃止)

2 千葉県農業大学校管理規則(昭和五十四年千葉県規則第三号)は、廃止する。

(条例附則第三項に規定する規則で定める期間)

3 条例附則第三項に規定する規則で定める期間は、令和三年四月二十六日から令和四年十一月三十日までとする。

附 則(平成二十七年四月十日規則第四十号)

(施行期日)

- 三 正当な理由がなく出席しないとき。
- 四 大学校の秩序を乱したとき。
- 五 第五項の規定により付した条件に違反する行為をしたとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか施設の管理上支障があるとき。

(施設の利用)

第十八条 校長は、施設を研修課程における研修以外の農業に関する研修に利用しようとする者に対し、大学校の設置の目的の範囲内において施設の利用を許可することができる。

2 校長は、前項の許可をする場合にあつては、施設の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

3 施設の利用に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(寄宿舎)

第十九条 寄宿舎に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(補則)

第二十条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条から第八条まで及び第十七条第三項から第五項まで並びに附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

(千葉県農業大学校管理規則の廃止)

2 千葉県農業大学校管理規則(昭和五十四年千葉県規則第三号)は、廃止する。

(条例附則第三項に規定する規則で定める期間)

3 条例附則第三項に規定する規則で定める期間は、令和三年四月二十六日から令和四年十一月三十日までとする。

附 則(平成二十七年四月十日規則第四十号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年三月三十一日において千葉県立農業大学校の農業専門課程の農学科に在学している者に係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数については、改正後の千葉県立農業大学校管理規則別表第一の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立農業大学校の農業専門課程の農学科に在学する間は、なお従前の例による。平成二十八年度において新たに千葉県立農業大学校の農業専門課程の農学科に在学することとなる者で第二学年に属することとなるものに係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数についても、同様とする。

3 平成二十八年三月三十一日において千葉県立農業大学校の農業専門課程の研究科に在学している者に係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数については、改正後の千葉県立農業大学校管理規則別表第二の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立農業大学校の農業専門課程の研究科に在学する間は、なお従前の例による。平成二十八年度において新たに千葉県立農業大学校の農業専門課程の研究科に在学することとなる者で第二学年に属することとなるものに係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数についても、同様とする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日規則第二十三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十九年三月三十一日において千葉県立農業大学校の農業専門課程の農学科(以下「農学科」という。)又は千葉県立農業大学校の農業専門課程の研究科(以下「研究科」という。)に在学している者に係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数については、改正後の千葉県立農業大学校管理規則別表第一又は別表第二の規定にかかわらず、その者が引き続き農学科又は研究科に在学する間は、なお従前の例による。平成二十九年度において新たに農学科又は研究科に在学することとなる者

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年三月三十一日において千葉県立農業大学校の農業専門課程の農学科に在学している者に係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数については、改正後の千葉県立農業大学校管理規則別表第一の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立農業大学校の農業専門課程の農学科に在学する間は、なお従前の例による。平成二十八年度において新たに千葉県立農業大学校の農業専門課程の農学科に在学することとなる者で第二学年に属することとなるものに係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数についても、同様とする。

3 平成二十八年三月三十一日において千葉県立農業大学校の農業専門課程の研究科に在学している者に係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数については、改正後の千葉県立農業大学校管理規則別表第二の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立農業大学校の農業専門課程の研究科に在学する間は、なお従前の例による。平成二十八年度において新たに千葉県立農業大学校の農業専門課程の研究科に在学することとなる者で第二学年に属することとなるものに係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数についても、同様とする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日規則第二十三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十九年三月三十一日において千葉県立農業大学校の農業専門課程の農学科(以下「農学科」という。)又は千葉県立農業大学校の農業専門課程の研究科(以下「研究科」という。)に在学している者に係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数については、改正後の千葉県立農業大学校管理規則別表第一又は別表第二の規定にかかわらず、その者が引き続き農学科又は研究科に在学する間は、なお従前の例による。平成二十九年度において新たに農学科又は研究科に在学することとなる者

で第二学年に属することとなるものに係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数についても、同様とする。

附 則 (平成三十一年三月十五日規則第十三号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年四月二十三日規則第二十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年十一月二十九日規則第八十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

で第二学年に属することとなるものに係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数についても、同様とする。

附 則 (平成三十一年三月十五日規則第十三号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年四月二十三日規則第二十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年十一月二十九日規則第八十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 (第十二条第一項)

農業専門課程 農学科

授業科目の種類	単位数	授業時数
教養科目	二〇単位以上	三三〇時間以上
専門教育科目(共通必修科目、共通選択科目及び専門選択科目)	七三単位以上	一、五〇〇時間以上
専攻実習	一五単位	四五〇時間
卒業論文	四単位	一二〇時間
合計	一一二単位以上	二、四〇〇時間以上

別表第二 (第十二条第一項)

農業専門課程 研究科

授業科目の種類	単位数	授業時数
教養科目	四単位	六〇時間
専門教育科目(必修科目及び選択科目)	七五単位以上	一、七二〇時間以上
専攻実習	二二単位	六六〇時間
研究成果	四単位	一二〇時間
合計	一〇五単位以上	二、五五〇時間以上

別表第三 (第十七条第一項)

別表第一 (第十二条第一項)

農業専門課程 農学科

授業科目の種類	単位数	授業時数
教養科目	二〇単位以上	三三〇時間以上
専門教育科目(共通必修科目、共通選択科目及び専門選択科目)	七三単位以上	一、五〇〇時間以上
専攻実習	一五単位	四五〇時間
卒業論文	四単位	一二〇時間
合計	一一二単位以上	二、四〇〇時間以上

別表第二 (第十二条第一項)

農業専門課程 研究科

授業科目の種類	単位数	授業時数
教養科目	四単位	六〇時間
専門教育科目(必修科目及び選択科目)	七五単位以上	一、七二〇時間以上
専攻実習	二二単位	六六〇時間
研究成果	四単位	一二〇時間
合計	一〇五単位以上	二、五五〇時間以上

別表第三 (第十七条第一項)

種類		期間
農業者養成研修	基礎研修	三箇月
	専門研修	六箇月
	部門別研修	十二箇月
就農実践研修		十二箇月以内で校長が別に定める期間
農業機械化研修		三十日未満で校長が別に定める期間
その他校長が定める研修		三十日未満で校長が別に定める期間

別表第四（第十七条第二項）

農業者養成研修	県内で新たに就農しようとする者又は県内で農業に従事している者
就農実践研修	原則として県内に住所を有する者であつて、県内で就農する意欲があり、かつ、農作業の経験があるもの
農業機械化研修	校長が別に定める資格を有する者
その他校長が定める研修	校長が別に定める資格を有する者

種類		期間
農業者養成研修	基礎研修	三箇月
	専門研修	六箇月
	部門別研修	十二箇月
就農実践研修		十二箇月以内で校長が別に定める期間
農業機械化研修		三十日未満で校長が別に定める期間
その他校長が定める研修		三十日未満で校長が別に定める期間

別表第四（第十七条第二項）

農業者養成研修	県内で新たに就農しようとする者又は県内で農業に従事している者
就農実践研修	原則として県内に住所を有する者であつて、県内で就農する意欲があり、かつ、農作業の経験があるもの
農業機械化研修	校長が別に定める資格を有する者
その他校長が定める研修	校長が別に定める資格を有する者